

移転（振替）申請時の申告価格（第三計画期間の整理期間）

排出量取引運用ガイドライン

移転（振替）時の申告価格は、「一定量の移転申請が確保できる段階でこれを統計処理し、公表する。」と記載していることを踏まえ、集計を行った。

対象クレジット (Cr.)	次の区分ごとに集計 ア 超過削減量、都内中小 Cr.、 都外 Cr.、埼玉連携 Cr. イ 再エネ Cr.
集計期間	2025年12月から 2026年5月 まで
集計方法	制度対象事業者が、義務履行のために行った取引のうち、価格記載のあったものについて、 <u>取引量レンジごとの加重平均を算出</u>

集計対象となった取引 件数 27 件

【取引量レンジごとの加重平均（円/t-CO₂）】

		1,000t以下	1,000t超
ア	超過削減量、都内中小 Cr.、都外 Cr.、埼玉連携 Cr.	244	189
イ	再エネ Cr.	今回は対象なし	

※取引量は、60t 台～ 8,000t 台である。

※全取引のうち クレジット移転（振替）時に価格記載のあった一部の事案を集計したものであるため、加重平均値として算出している数値も現在の取引の実態を示すものではなく、あくまで限られたデータの中での統計値である。また、Cr.の有効期限は考慮していない。

※第四計画期間における申告価格は、集計が完了次第、環境局 HP に公表予定